



核データ部会規約

平成 28 年 6 月 17 日 第 1 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規約は、組織規程 (0103) 第 5 条ならびに部会規程 (1002) に基づき設置する核データ部会の組織・運営について定めることを目的とする。核データ部会 (以下、「部会」という) は、核データおよび原子核物理に関連する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とし、設置する。

(運営)

第 2 条 部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第 3 条 部会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。

- (1) 部会の活動や研究関連の情報を提供するためのニュースレターを随時発行する。
- (2) 核データに関する技術情報等の提供のため、「核データニュース」を発行する。
- (3) 日本原子力学会の学術講演会に積極的に参加する。
- (4) 研究会、セミナー、講演会、講習会等を適宜開催する。
- (5) 部会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を開催する。
- (6) 部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (7) 原子力平和利用における核データ分野の発展や進歩を促す目的で、部会賞を付与する。
- (8) その他、適切な事業を随時、実施する。

(会員資格)

第 4 条 正会員および学生会員は部会員となる資格を有する。

(部会費)

第 5 条 部会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約 (0000-06) にしたがって部会費を納入する。なお、退会の際はその旨を学会事務局に通知する。

(運営組織)

第 6 条 部会の運営は、部会員の互選によって選出された部会長 1 名、副部会長 1 名および運営委員約 10 名からなる運営小委員会がおこなう。

2 部会長，副部会長および運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第7条 組織運営のため，運営小委員会の他に，小委員会を設けることができる。

2 各委員は，部会長が委嘱し，その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(部会全体会議)

第8条 部会全体会議を年1回以上開催し，次の事項を審議する。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他，重要な事項

(運営費)

第9条 部会は，部会配布金，事業収入，賛助金をもって運営することを基本とする。

2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始にあたっては，企画委員会での審議を必要とする。また，外部入金の定率を本部管理費として日本原子力学会に収める。

第10条 運営費の予算，決算については，部会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会に報告する。

(改定)

第11条 本規約の改定は，核データ部会運営小委員会が起案し，核データ部会全体会議の承認を得たのち，部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第12条 本規約に定めるもののほか，部会の運営に関し必要な事項は，部会が別に定める。

附則

1 平成22年10月1日 第512回理事会改定，同日施行

2 改定履歴

- ① 平成12年3月23日 第421回理事会，研究部会決定
- ② 平成22年10月1日 第512回理事会改定
- ③ 平成27年9月9日 第32回核データ部会全体会議決定，平成27年12月14日 第2回部会等運営委員会報告，平成28年1月26日 第6回理事会報告
- ④ 平成28年3月28日 第33回核データ部会全体会議承認，平成28年5月16日 部会等運営委員会メール報告，平成28年6月17日 第1回理事会承認

附則

1 平成27年9月9日起案の規約は，理事会承認日より施行する。

2 平成 28 年 6 月 17 日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。